

行政手続法適用

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		標準負担額減額に関する特例		
根拠法令及び条項		国民健康保険法施行規則(昭和 33 年厚生省令第 53 号)第 26 条の 5 第 1 項		
所 管 部 課 名		市民健康部 保険年金課		
審 査 基 準	関係法令等及び条項	—		
	基 準	減額認定証を保険医療機関に提出しなかった場合、保険者がやむを得ないと認めるときは、支払うべき標準負担額減額を控除した額を、入院時食事療養費として支給することができる。		
	設定年月日	平成 6 年 10 月 14 日	最終変更年月日	
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 1～5 日程度 (注：休日は含まない。)		
	内 訳	経由機関 日 (機関名) 協議機関 日 (機関名) 処分機関 1～5 日		
	設定年月日	平成 6 年 10 月 14 日	最終変更年月日	
備 考				